●香川県告示第２１９号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第50条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の２の規定により、指定医療機関の名称等の変更について次のとおり届出があった。

令和８年11月20日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

変　　更 年 月 日	事業所の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地
	変　更　前	変　更　後	
令和８年10月１日	訪問看護ステーションみき 木田郡三木町大字氷上１１２番地１	訪問看護ステーションみき 木田郡三木町大字氷上1031番地１	香川医療生活協同組合 理事長　北原孝夫 高松市栗林町一丁目３番24号
令和８年10月１日	宇多津訪問看護ステーション 仲多度郡多度津町本通二丁目６番５－６号	宇多津訪問看護ステーション 綾歌郡宇多津町3593番地１	アジャイル合同会社 代表社員　髙木大地 綾歌郡宇多津町3593番地１